

事 務 連 絡
平成28年 3 月 15 日

各地方農政局農村振興部地域整備課長 }
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長 } 殿
北海道農政部農村振興局農村整備課長 }

農村振興局 整備部 地域整備課
農村資源循環班 課長補佐

長期利用財産処分報告書の記載事例の通知について

地方分権改革に関する地方からの提案を受け、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）」において「農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必要最小限のものとなるよう、「長期利用財産処分報告書」の記載事例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。」とされたところである。

今般、下記のとおり農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の長期利用財産処分報告書の記載事例を取りまとめたことから、貴職から管内地方公共団体に対して通知されるようお願いする。

なお、財産処分の手続は、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について（平成20年4月17日付け20経第112号大臣官房長通知）」の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承認に関し、手続等のより一層の弾力化及び明確化を図るために定めた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）」に基づき実施しているところであり、本通知に沿って適切な運用を図られたい。

記

○長期利用財産報告書の記載事例

長期利用財産処分報告書（記載事例）

番 年 月 日

殿

都道府県知事等 氏 名 [印]

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第1項の規定により、報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

当財産は、平成〇年農業集落排水事業により〇〇市〇〇地区に整備した農業集落排水施設であり、これまで農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善等に寄与してきたところである。

しかしながら、供用開始後、〇〇年が経過し処理施設（機械電気施設）等が老朽化しているため、今後も汚水処理機能を維持するには、大規模な更新整備が必要となっているほか、近年の人口減少等により、平成〇〇年度において計画人口〇〇〇〇人に対し接続人口が〇〇〇人に留まるなど、施設の適切な維持管理が困難となってきた。

一方、公共下水道（〇〇処理区）は、昭和〇〇年に事業着手して以来、「〇〇市総合計画」に基づいて区域の拡大がなされており、〇〇地区の処理場から約〇kmの位置まで汚水幹線管路が整備されている状況にある。

また、公共下水道においても少子化や景気の低迷から処理区域内の人口が減少しており、既設管路や処理場の能力において整備計画時には想定されなかった余裕が生じている現状にある。

このような地域における近年の社会経済情勢の変化に対応するため、〇〇市では〇〇地区の処理場について単独で更新する場合と公共下水道と統合する場合で長期的に発生する費用等を経済比較した結果、農業集落排水〇〇地区を公共下水道〇〇地区に接続し、汚水処理機能を維持しつつ、維持管理費を含めライフサイクルコストの最小化を図るとともに、下水道接続に利用した管路以外の補助対象財産である処理場を〇〇として活用することで地域活性化を図るものである。（経済比較の結果は、別添4のとおり）

（記載のポイント）

上記、下線部のように

- ・対象となる財産が記載されている。
- ・経過年数や施設の状況が記載されている。
- ・社会経済情勢の変化について具体的な記載がある。
（人口減少、老朽化等に対応するため行われる下水道接続によるライフサイクルコストの最小化）
- ・既存ストックを効率的に活用した地域活性化に資する具体的な記載がある。
（処理場を〇〇として活用）

なお、当事例では、社会経済情勢の変化および既存ストックを効率的に活用した地域活性化の両方を理由として記載しているが、どちらか一つでも構わない。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

(注)
・今後の利用方法等、具体的に記述すること。

当財産のうち管路部分については、公共下水道〇〇地区の幹線管路に接続して汚水処理のための管路として使用する。（譲渡、収益なし）

（処理場の建屋を防災倉庫、水槽を防火水槽として活用する場合・・・事例①）

当財産のうち汚水処理施設として常時使用しなくなる処理場については、当施設が位置する〇級河川〇〇川流域の標高が低いため、地域の住民等から湛水被害をはじめとする自然災害に備えた、水防・防災倉庫の充実が求められていることなどから、別添5のとおり、建屋を土嚢等の水防資材の備蓄倉庫として活用するとともに、水槽を防火水槽として活用する。

なお、上記の内容については、下水道接続に合わせて〇〇市の地域防災計画を見直し反映させることとしている。（目的外使用、収益なし）

（処理場を地域の記念館として活用する場合・・・事例②）

当財産のうち汚水処理施設として使用しなくなる処理場については、当施設が日常の維持管理作業や清掃作業を通じて、汚水処理の必要性や汚泥の循環利用等、地域の環境意識の向上に寄与してきたことを踏まえ、別添5のとおり、これまでの地域の汚水処理等の歴史を継承する施設として、環境学習に必要な教材や地元史などの図書を設置し環境学習等を実践できる記念館として活用する。

記念館は、〇〇市と地元自治会に管理させるものとするが、入場料は設定しないこととする。（目的外使用、収益なし）

※）人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した長期利用財産の処分において、処理施設を撤去（取り壊し）するに当たり、補助事業により（国の補助金をもって）用地を取得している場合は、「跡地の利用方法を記載」または「利用方法がわかる資料を添付」してください。

（記載のポイント）

上記、下線部にあるように

- ・利用する施設とその用途（目的）が記載されている。
- ・利用に当たって財産処分の種類（譲渡、目的外使用）、収益の有無が記載されている。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

財産の名称：〇〇地区農業集落排水施設
補助事業名：農業集落排水事業
所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
形式・数量：処理場（鉄筋コンクリート造）jarus〇型 敷地面積 A=〇〇〇m²
管路（V φ〇〇〇～〇〇〇）L=〇. 〇km ポンプ〇箇所

(2) 事業費、補助金額、補助率

事業費：〇〇〇, 〇〇〇千円
補助金額：〇〇〇, 〇〇〇千円
補助率：50%

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

別添3 財産管理台帳のとおり

(4) 現況図面又は写真（添付）

別添 1, 2 の通り

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

平成〇〇年〇月〇〇日

5 その他参考資料

- (注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

添付資料	参考（関係する項目）
別添 1 現況図面	2 - (4)
別添 2 写真	2 - (4)
別添 3 財産管理台帳	2 - (1)、(3)
別添 4 下水道接続説明資料	1 (1)、5 (注3)
別添 5 〇〇施設の後利用計画	1 (2)

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
汚水処理施設 (〇〇処理場)	し尿及び 雑排水処理 〇, 〇〇〇人 〇〇〇m ³ /日	区域内 〇〇〇人 水洗化 〇〇〇人 水洗化率 〇〇.〇% 汚水量 〇〇〇m ³ /日	区域内 〇〇〇人 水洗化 〇〇〇人 水洗化率 〇〇.〇% 汚水量 〇〇〇m ³ /日	区域内 〇〇〇人 水洗化 〇〇〇人 水洗化率 〇〇.〇% 汚水量 〇〇〇m ³ /日

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

特になし。

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考
〇〇処理場	〇〇市〇〇番地〇号	平成〇年〇月〇日	所得年月日は供用開始年月日を表す

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考
該当なし			

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考
該当なし			

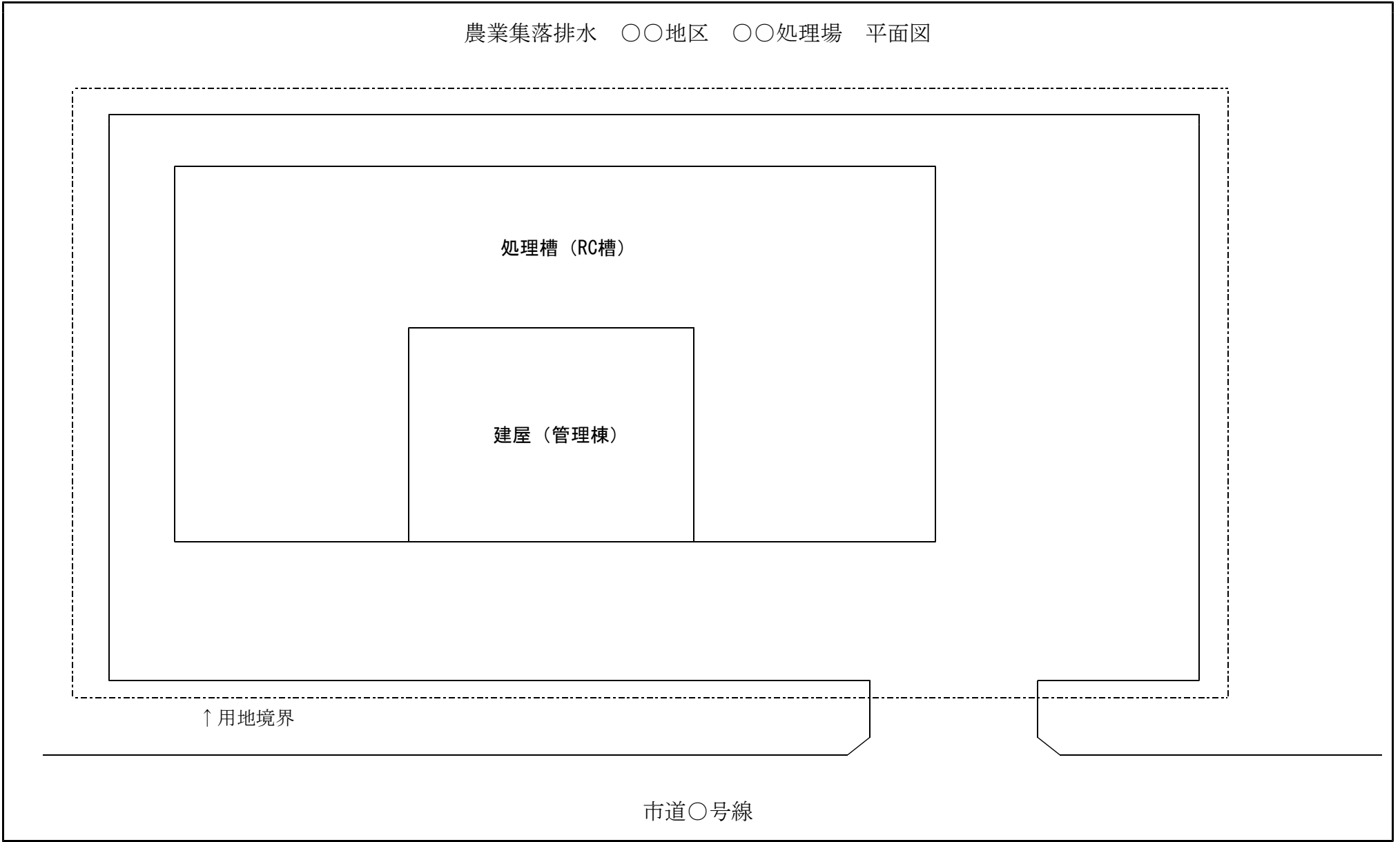
農業集落排水 ○○地区 概要図

位置図

S = 1 :


凡 例	
集 落 圏	
事業計画区域	
施 設 計 画	処 理 施 設
	管 路 施 設
	ポンプ施設

農業集落排水 ○○地区 ○○処理場 平面図




※) 上記はイメージであり、既存の平面図等に用地境界を入れたものでもかまいません。


処分財産の写真



処理場全景



処理場全景



建屋全景

建屋内
(管理室)

電気設備
(操作盤)

機械設備
(フロアポンプ等)

別紙第〇〇

財産管理台帳(令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇の財産)

事業名	地区名	事業実施主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収または取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考		
									耐用年数	処分制限年月日	処分の種類	処分年月日	補助金返還額			
農業集落排水事業	〇〇地区	〇〇市	処理水槽	鉄筋コンクリート造	一式		円 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	40年	H〇〇,〇,〇〇				円	〇年経過	
			建屋	鉄筋コンクリート造	1棟		円 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	50年	H〇〇,〇,〇〇					〇年経過	
			機械設備		一式		円 〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	17年	H〇〇,〇,〇〇					〇年経過 撤去	
			電気設備		一式		円 〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	17年	H〇〇,〇,〇〇					〇年経過 一部撤去	
			管路施設	硬質塩化ビニル管 φ150mm~300m	L=〇〇,〇〇〇m		円 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	50年	H〇〇,〇,〇〇					〇年経過	
			土地		〇,〇〇〇m ²		円 〇〇,〇〇〇,〇〇〇	H,〇,〇,〇〇	永年	H〇〇,〇,〇〇					〇年経過	
			計					円 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇								国費率50%

(注) 1 既存の財産管理台帳の備考欄に経過年数や国費率を追記してください。
 2 また、撤去する施設については備考欄に記載してください。
 3 検収または取得年月日の欄への記入内容は、完成年度で記載すること。
 4 類似の台帳がある場合にはそれらをもつて代えることができるものとする。

下水道接続説明資料

1. 下水道施設及び接続工事の概要

農業集落排水を接続する下水道施設及び接続工事の概要は下記の通りである。

(施設概要)

事業名：〇〇市公共下水道
 処理区名：〇〇処理区外〇地区
 処理場の名称：〇〇〇浄化センター
 処理場所在地：〇〇市〇〇番地〇ー〇
 供用開始：昭和〇〇年〇月
 計画処理面積：〇, 〇〇〇 ha
 処理能力：〇〇〇, 〇〇〇 m³/日
 処理実績：日平均 〇〇〇, 〇〇〇 m³/日
 (平成〇〇年度) 日最大 〇〇〇, 〇〇〇 m³/日

(工事内容)

マンホールポンプ：1カ所
 接続管路：硬質塩化ビニル管φ350 L=〇. 〇km

2. 経済性の比較

下記の通り、現況の農農業集落排水施設を改築し継続利用するより、公共下水道に接続することで〇, 〇〇〇千円/年の節減が可能で有り経済的である。

1. 現況施設を継続利用する場合

項目	費用(千円/年)	備考
①処理場改築費	〇〇〇	建設費〇, 〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
②維持管理費	〇〇, 〇〇〇	平成〇〇年度実績
③年間費用(①+②)	〇〇, 〇〇〇	・・・×

2. 下水道接続した場合の費用

項目	費用(千円/年)	備考
④マンホールポンプ設置費	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
⑤ " 維持管理費	〇〇〇	電気料金
⑥接続管路建設費	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇m×〇〇〇千円/m÷耐用年数〇〇年
⑦ " 維持管理費	〇〇〇	建設費〇, 〇〇〇千円÷耐用年数〇〇年
⑧処理場維持管理費	〇, 〇〇〇	取扱量の増加に伴う費用
⑨年間費用(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	〇〇, 〇〇〇	・・・〇

削減額 現況施設を継続利用する場合(③) - 下水道接続した場合の費用(⑨) = 〇〇, 〇〇〇 (千円/年)

3. 下水道接続計画図

以下の内容を図面に表記したもの

- ・ 下水道処理施設（処理場、幹線管路）の位置
- ・ 農業集落排水施設の位置
- ・ 接続管路の位置、延長
- ・ マンホールポンプの位置

注) 下水道部局等との協議資料において、上記の内容がわかる図面があれば、置き換えてもらって構いません。

4. 下水道部局との調整状況

1) 下水道部局との調整経緯

平成〇〇年〇月〇日	〇〇市下水道担当部局と農業集落排水担当部局で接続協議 接続することについて了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	〇〇県下水道担当部局と〇〇市で接続協議 許可変更を条件として接続について了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	〇〇県農業集落排水担当部局と〇〇市で接続協議 接続することについて了解を得る。
平成〇〇年〇月〇日	〇〇県下水道担当部局と農業集落排水事業担当部局で接続協議 接続することを承認

2) 今後の調整スケジュール（予定）

平成〇〇年〇月 農林水産大臣による長期利用財産処分報告書の受理

平成〇〇年〇月 下水道法第4条の事業計画区域を変更

平成〇〇年～〇〇年 接続工事を実施

平成〇〇年〇月 供用開始

3) 接続に関する下水道部局の見解

〇〇市公共下水道の〇〇浄化センターおよび既設幹線管路には処理能力に余裕があり、農業集落排水〇〇地区を接続しても問題が無く、下水道接続による汚水処理施設の集約は維持管理の効率化等、地域の活性化に寄与することから、これを承認する。

注) 上記内容は、イメージであり、類似資料（下水道部局との協議資料等）がある場合は、それらを代用されても構いません。

処理場の利用計画（事例①）

1. 利用計画の概要

〇〇市は、平成〇〇年の台風〇〇号によって、〇〇川が氾濫し家屋が浸水するなど多大な被害が発生しました。

これを受け〇〇市では、「〇〇市防災地域防災計画」を策定するなど災害に強いまちづくりの実現に向けた取組を進めているところです。

このような中、地域住民から〇級河川〇〇川の氾濫等に対応した水防倉庫の充実を図ることが求められています。

現在、〇〇川には〇〇水防倉庫（市有）と〇〇水防倉庫（県有）の2カ所の水防倉庫がありますが、資材の保管・集積には不十分であることから、下水道接続により使用しなくなる農業集落排水事業〇〇地区の〇〇処理場（建屋）を〇〇市の水防・防災資材の倉庫として有効活用します。

また、処理場の水槽についても、その容量を活用し、〇〇市における火災時の防火水槽として活用することで防災体制の強化を図ることとしています。

なお、上記の内容については、下水道接続に合わせて〇〇市の地域防災計画を見直し反映させることとしております。

〇〇処理場利用計画

対 象	利用方法等
処理槽（水槽）	火災時の防火水槽として活用
建屋	土嚢等を備蓄する水防・防災倉庫として利用
機械設備	撤 去
電気設備	照明や電源設備等以外（操作盤等）は撤去

2. 施設の利用開始時期

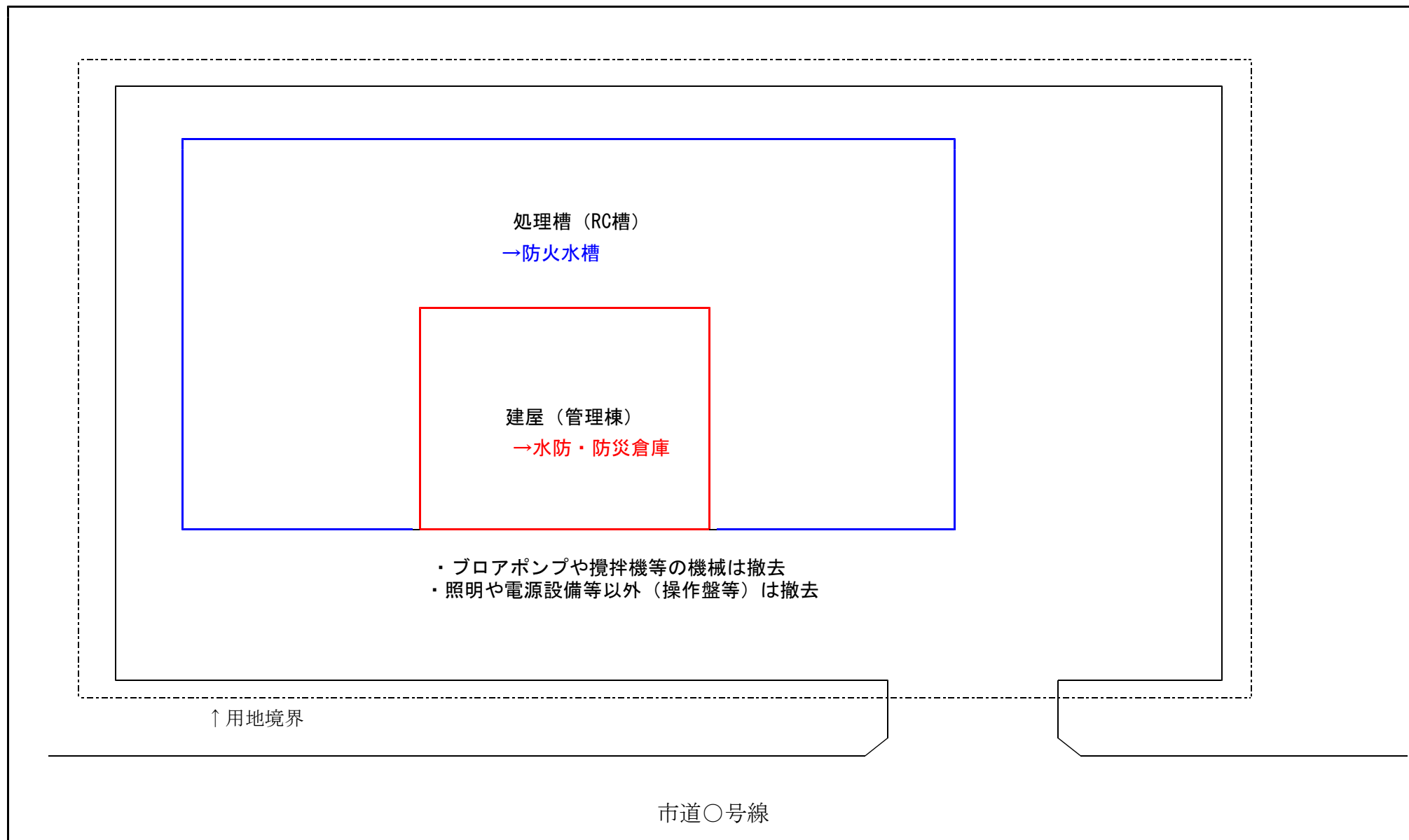
平成〇〇年〇〇月より利用予定。

（記載のポイント）

上記の様に

- ・ 利用する施設と利用しない施設（撤去する施設）が区分されている。
- ・ 利用の用途（目的）、理由が記載されている。
- ・ 利用開始時期が記載されている。

3. 利用計画図



※) 上記はイメージであり、既存の平面図や構造図に利用する範囲を着色し、利用方法を記載してください。

処理場の利用計画（事例②）

1. 利用計画の概要

昭和〇〇年に農業集落排水事業〇〇地区で整備された農業集落排水施設は、〇〇市でもいち早く汚水処理を行った施設であり、施設共用後も地域住民が処理場の日常管理としてし渣の除去や施設の清掃、配管の定期清掃を長年にわたって実施するなど、大切に利用するとともに、集落排水施設から発生した汚泥の農地還元にも積極的に取り組んで来ました。

このような農業集落排水との関わりを通して育まれた水質をはじめとした環境への思いやりを今後も地域住民が共有するとともに、次の世代に引き継いでいくため、当該施設をこれまでの地域の汚水処理等の歴史を継承する施設として、環境学習に必要な教材や地元史などの図書を設置し環境学習等を実践できる記念館として活用します。

なお、当該施設の使用料は無償とし、地元自治会により管理させることとしております。

〇〇処理場利用計画

対 象	利用方法等
処理槽（水槽）	記念館（見学施設）として活用
建屋	記念館（図書室、資料展示の環境学習場）として活用
機械設備	記念館（見学施設）として活用
電気設備	記念館（見学施設）として活用

2. 施設の利用開始時期

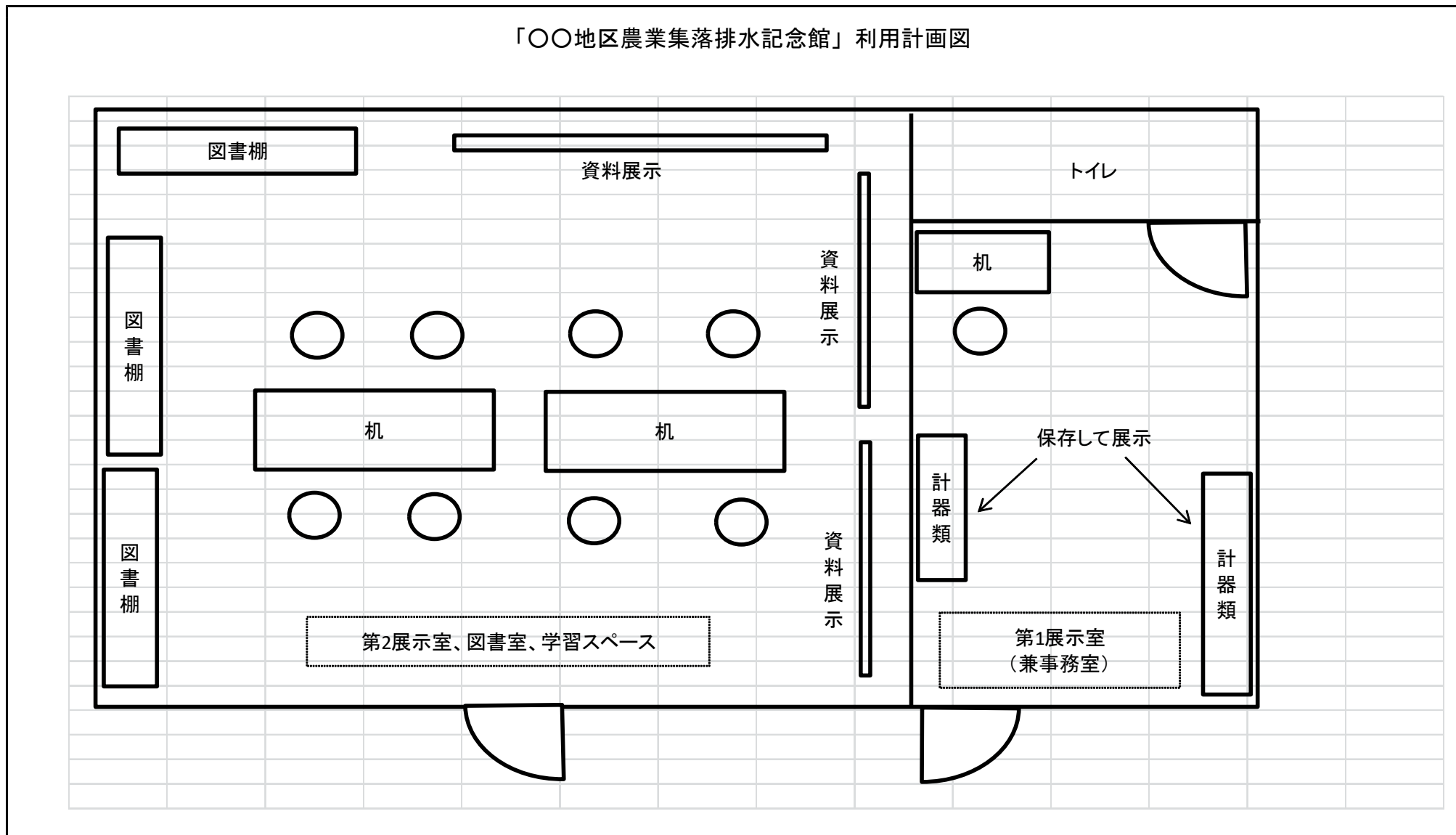
平成〇〇年〇〇月より利用予定。

（記載のポイント）

上記の様に

- ・利用する施設と利用しない施設（撤去する施設）が区分されている。
- ・利用の用途（目的）、理由が記載されている。
- ・利用開始時期が記載されている。

3. 利用計画図



※) 上記はイメージで有り、活用方法がわかるものであれば構いません。

〇〇地区農業集落排水記念館管理規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、〇〇地区農業集落排水記念館（以下「記念館」という。）の管理及び運営を適切に行うために定める。

（記念館の位置付け）

第2条 記念館は、□□町及び△△町（以下「両町」という。）の環境保全に大きく寄与してきた集落排水事業の歴史を今後に伝えることを目的として設置されたものであり、目的達成のため有効な利用と適切な管理に努めるものとする。

（維持管理）

第3条 記念館は、両町自治会が共同して管理し、管理責任者は、□□町自治会長とする。

2. 両町自治会は、記念館の定期的な清掃等維持管理に努めるものとする。

（使用の手続）

第4条 記念館を使用しようとする者は、あらかじめ管理責任者の承認を得るものとする。

（使用時間及び閉館日）

第5条 使用時間は、原則として午前8時から午後5時までの時間内とする。ただし、管理責任者が認めた場合は、その限りでない。

（使用料）

第6条 使用料は、無料とする。

（使用上の注意）

第7条 記念館の利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）使用に当たっては、建物、設備、備品類の破損、紛失等の無いよう注意すること。
- （2）使用後は、清掃及び整理・整頓に努めること。
- （3）水道、電気等の閉栓及び戸締まりを確保の上、鍵を管理責任者に返却すること。
- （4）発生したゴミは、全て持ち帰ること。

（その他）

第8条 この規約に定めのない事項が発生した場合は、両町自治会長が協議して対応する。

附則

- 1 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。